# 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 49 | 固定資産税の賦課に関する事務　重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、固定資産税の賦課等に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | 吹田市の固定資産税システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。 |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

大阪府吹田市長

## 公表日

令和8年11月5日

［令和7年5月　様式3］

# 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　リスク対策 |
| Ⅳ　開示請求、問合せ |
| Ⅴ　評価実施手続 |
| （別添2） 変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税の賦課に関する事務 |
| ②事務の内容 | 【業務全体概要】<br>1　課税台帳の整備事務<br>（1）土地課税台帳の整備<br>　売買や地目の変更といった土地の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。<br>（2）家屋課税台帳の整備<br>　売買や家屋の新築・滅失といった家屋の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。<br>（3）償却資産課税台帳の整備<br>　償却資産申告書を発送する。また、提出された償却資産申告書を受付け、申告書の内容を確認する。<br>（4）納税義務者の変更<br>　固定資産の所有者のうち死亡者を把握し、相続人の調査を行う。<br><br>2　価格の決定事務<br>地方税法の規定に基づき、毎年3月31日までに固定資産の価格を決定する。<br><br>3　縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務<br>固定資産の価格を決定した後、縦覧帳簿や名寄帳を作成し、納税者等の求めに応じ公開する。<br><br>4　当初賦課事務<br>（1）税額の計算<br>　固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。<br>（2）納税通知書の作成・発送<br>　固定資産税、都市計画税の納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。<br><br>5　賦課更正事務<br>当初賦課後に固定資産の価格を修正した場合、修正した内容を納税義務者に通知する。<br><br>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】<br>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>1　個人番号の取得<br>（1）住登外システムから住民の個人番号を取得する。<br>（2）未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。<br>（3）償却資産申告書から個人番号を取得する。<br><br>2　個人番号の利用<br>（1）本人確認(真正性確認)<br>固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。<br>（2）帳票への印字<br>申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。<br><br>3　特定個人情報の利用<br>（1）中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。<br><br>＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞<br>①　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体統合宛名システム要件）<br>②　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体統合宛名システム、中間サーバー要件）<br><br>（2）納税通知書等の電子通知希望申請 |
| ③対象人数 | [　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 |

| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
|---|---|
| **システム1** | |
| ①システムの名称 | 固定資産税システム |
| ②システムの機能 | 1　土地<br>(1)土地登記異動機能：土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。<br>(2)土地現況異動機能：土地現況情報の表示、更新を行う。土地画地情報の表示、更新を行う。<br>(3)土地課税情報作成機能：土地課税情報作成処理を行う。<br>(4)土地更正異動機能：各種更正処理を行う。<br>(5)土地評価替え機能：土地評価替計算処理を行う。土地評価基礎情報(路線単価、標準地単価)の表示、更新を行う。<br>(6)土地外部データ連携機能：土地データに関して外部システムとの連携を行う。<br>(7)土地運用管理機能：土地EUCデータを作成する。<br><br>2　家屋<br>(1)家屋登記異動機能：家屋登記情報の表示、更新を行う。家屋権利情報の表示、更新を行う。家屋区分所有登録処理を行う。<br>(2)家屋現況異動機能：家屋評価明細情報の表示、更新を行う。家屋評価システムとの連携を行う。<br>(3)家屋課税情報作成機能：家屋課税情報作成処理を行う。<br>(4)家屋更正異動機能：各種更正処理を行う。<br>(5)家屋評価替え機能：家屋評価替計算処理を行う。家屋評価基礎情報(経年減点補正率)の確認を行う。<br>(6)家屋外部データ連携機能：家屋データに関して外部との連携を行う。<br>(7)家屋運用管理機能：家屋EUCデータを作成する。<br><br>3　償却<br>(1)償却申告異動機能：納税者情報及び申告書情報の表示、更新を行う。<br>(2)償却課税異動機能：償却課税情報の表示、更新を行う。償却一品情報の表示、更新を行う。<br>(3)償却外部データ連携機能：償却資産データに関して外部との連携を行う。<br>(4)償却運用管理機能：償却EUCデータを作成する。<br><br>4　賦課<br>(1)当初賦課機能：当初課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。<br>(2)更正賦課機能：更正課税データより名寄せし、賦課データを作成する。名寄帳、納税通知書を作成する。<br>(3)賦課オンライン異動機能：更正異動に伴う賦課異動(収納連携，納期限変更等)を行う。<br>(4)概要調書機能：概要調書連携処理を行う。<br>(5)賦課外部データ連携機能：賦課データに関して外部との連携を行う。<br>(6)賦課運用管理機能：賦課EUCデータを作成する。<br><br>5　その他<br>(1)共有者異動機能：翌年用に固定資産税共有者最新データを管理し、最新データの表示、更新を行う。<br>(2)共有者運用管理機能：共有者EUCデータを作成する。<br>(3)証明書出力機能：オンライン処理にて固定資産税の各種証明書を出力する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　]情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ]庁内連携システム<br>[　　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　]既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ]宛名システム等　　[ ○ ]税務システム<br>[ ○ ]その他　（固定資産評価支援システム、家屋評価システム、課税職人エキスパート9、通知IFS　） |

| システム2～5 | |
|---|---|
| **システム2** | |
| ①システムの名称 | 宛名システム |
| ②システムの機能 | 1　宛名照会機能<br>　納税義務者、扶養者の宛名情報（住民、住登外者）、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。<br>2　送付先、特宛人の照会・登録・更新機能<br>　送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。<br>3　口座情報の照会・登録・更新機能<br>　口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。<br>4　金融機関の照会・登録・更新機能<br>　金融機関の照会・登録・更新を行う機能。<br>5　証明発行機能<br>　各種税証明書を出力する機能。<br>6　利用者ID対応づけ機能<br>　電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。<br>7　他業務向け宛名情報ファイル作成<br>　個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。<br>8　申告書記載番号取込み・チェック機能<br>　申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。<br>9　宛名情報連携機能<br>　住登外システムより宛名情報を連携する機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[　] その他　（　　） |
| **システム3** | |
| ①システムの名称 | 地方税ポータルシステム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 1　申告データの審査と管理<br>2　申請・届出データの審査と管理<br>3　申告データの連携<br>4　特別徴収税額通知データの連携 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[　] その他　（　　） |
| **システム4** | |
| ①システムの名称 | 固定資産評価支援システム |
| ②システムの機能 | 1　地図情報管理機能<br>2　固定資産情報管理機能<br>3　土地評価検証機能<br>4　固定資産情報のデータファイリング機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[　] その他　（　　） |

| システム5 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 家屋評価システム |
| ②システムの機能 | 1　作図機能<br>2　家屋評価計算機能<br>3　異動情報・評価数計算データ出力機能<br>4　家屋評価データ作成（税務システム連携用データ） |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| システム6～10 | |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | 共通基盤システム（庁内連携システム） |
| ②システムの機能 | 1　認証・ポータル機能<br>業務システムを起動するためのポータル画面を提供し、認証成否や業務システム起動のログ管理を行う。<br>2　システム間連携・変換機能<br>業務システム間でのデータ連携基盤として、データ授受機能、文字コード・業務コード等の変換機能を提供する。<br>3　統合データベース・共通データ管理機能<br>各業務システムが管理するデータを統合し、副本として管理する。<br>4　統合運用管理機能<br>統合運用管理機能として、システム監視、通報、ジョブ管理、バックアップの機能を提供する。<br>5　外字管理機能<br>外字の一元管理及び、配信を行う。<br>6　共通印刷機能<br>業務システムが出力する帳票（印刷ジョブ）を集中管理し、再印刷及び印刷履歴ログを管理する。<br>7　証明発行機能<br>障害発生時など各業務システムが使用できない場合に、証明発行業務を継続する環境を提供する。<br>8　ファイル共有機能<br>利用者間のデータのやり取りを行う上でのデータ保管場所（共有フォルダ）を提供し、アクセス管理を行う。<br>9　統合ハードウェア<br>仮想化技術を用いたハードウェア統合により、複数のシステムでハードウェアを共有する。<br>10　クライアント管理<br>PC及び仮想化デスクトップの管理を行う。<br>11　セキュリティ管理機能<br>ウィルス対策機能、パッチ適用機能を提供する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 庁内他課システム　　） |

| システム7 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバ |
| ②システムの機能 | 1 符号管理機能<br>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。<br>2 情報照会機能<br>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。<br>3 情報提供機能<br>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。<br>4 システム接続機能<br>中間サーバと税務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>5 情報提供等記録管理機能<br>特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>6 情報提供データベース管理機能<br>特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。<br>7 データ送受信機能<br>中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>8 セキュリティ管理機能<br>セキュリティを管理するための機能。<br>9 職員認証・権限管理機能<br>中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。<br>10 システム管理機能<br>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[ ] 税務システム<br>[ ] その他　（　） |

| システム8 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム |
| ②システムの機能 | 1 団体内統合宛名番号管理機能<br>団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。<br>2 宛名情報管理機能<br>氏名・住所などの4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。<br>3 中間サーバ連携機能<br>中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 住登外システム、中間サーバ　） |

| システム9 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | 1 本人確認情報検索<br>統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>2 機構への情報照会<br>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　　[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等　　[ ] 税務システム<br>[ ] その他　（　） |

| システム10 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 課税職人エキスパート9 |
| ②システムの機能 | 1　土地・家屋登記異動データ管理機能<br>2　税務システム連携用登記異動データ作成機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| システム11～15 | |
| システム11 | |
| ①システムの名称 | 通知IFS |
| ②システムの機能 | 1　電子通知希望申請情報の登録・管理機能<br>2　電子通知データ送信・管理機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAX）　　） |
| システム12 | |
| システム13 | |
| システム14 | |
| システム15 | |
| システム16～20 | |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税特定個人情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務<br>2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条<br>3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条<br>4　地方税法第七百四十七条の五の二<br><br>以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課等に関する事務において個人番号を利用する。 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1　情報提供の根拠<br>なし（情報提供ネットワークによる情報提供は行わない）<br><br>2　情報照会の根拠<br>（1）番号法第19条第8号<br>（2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの：48の項<br>（3）番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条第11項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務部　資産税課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| － | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 固定資産税特定個人情報ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 固定資産税等の納税義務者 |
| | その必要性 | ・固定資産税業務における本人確認のため<br>・納税通知書等への個人番号出力のため |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | ・個人番号、4情報（氏名、住所、性別、生年月日）：本人確認、賦課の名寄せを行うために必要<br>・その他識別情報（宛名番号）：個人番号との紐付けに必要<br>・その他住民票関係情報：固定資産税の調査事務、納税義務者への問合せに必要<br>・連絡先：納税義務者への問合せに必要<br>・生活保護・社会福祉関係情報：固定資産税の減免に必要 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | | 税務部資産税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（　　）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（　　）<br>[　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　）<br>[　　] 民間事業者　（　　）<br>[ ○ ] その他　（ 地方公共団体情報システム機構　　） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　[　　] 専用線　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX　　） |
| ③使用目的 ※ | | 効率的に本人確認を行えるよう個人番号を利用する。 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 資産税課、市民税課、納税課、債権管理課 |
| | 使用者数 | [　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | 1　課税台帳の整備事務<br>（1）償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。（当面は記載しない）<br>（2）納税義務者（代理人）より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。<br><br>2　当初賦課事務、賦課更正事務<br>（1）納税通知書に個人番号を記載する。（当面は記載しない）<br>（2）生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税等の税額の減免判定を行う。<br>（3）納税通知書等の電子通知希望申請<br><br>3　固定資産税事務全般<br>（1）本人確認を行う際に個人番号を使用する。 |
| | 情報の突合 | 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | 償却資産申告書のデータパンチ |
| ①委託内容 | | 申告書をもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成（データパンチ）する。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 日本コムシンク株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項2～5** | | |
| **委託事項2** | | 納税通知書の印刷 |
| ①委託内容 | | データを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し封入封緘まで行う。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 共同印刷西日本株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項3** | | 税務システムのうち共通基盤関連部分の運用、保守 |
| ①委託内容 | | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 日本電気株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢><br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき許諾。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。 |
| **委託事項4** | | 税務システム（固定資産税システム含む）の保守 |
| ①委託内容 | | 税務システムに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 富士通Japan株式会社　関西公共第二ビジネス部 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢><br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき許諾。 |
| | ⑥再委託事項 | 税務システム（固定資産税システム含む）のアプリケーション保守 |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件<br>[ ○ ] 行っていない |
| **提供先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |
| **提供先2～5** | |
| **提供先6～10** | |
| **提供先11～15** | |
| **提供先16～20** | |
| **移転先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [　] 庁内連携システム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |
| **移転先2～5** | |
| **移転先6～10** | |
| **移転先11～15** | |
| **移転先16～20** | |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|---|
| 保管場所 ※ | ＜吹田市における措置＞<br>入退室管理区域内に設置するサーバ内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。<br><br>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。<br>2　特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>1　サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>2　特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| 7. 備考 | |
| | |

## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

●固定資産税特定個人情報ファイル

1. 期割税額、2. 期割税額差額、3. 期割税額増減件数、4. グループ番号、5. プレハブ区分、6. プレ申告作成年月日、7. 宛名番号、8. 按分元号番、9. 按分元室番、10. 異動入力開始年月日、11. 異動入力終了年月日、12. 異動年月日、13. 一点単価、14. 一般分専有床面積合計、15. 蔭地割合、16. 延床面積、17. 屋号、18. 仮換地番号、19. 価格、20. 加算帳簿価額、21. 加算評価額、22. 家屋番号、23. 課税画地更新後、24. 課税画地更新前、25. 課税地積、26. 課税地目、27. 課税土地一筆更新後、28. 課税土地一筆更新前、29. 課税年度、30. 課税標準額、31. 課税標準額合計、32. 課税標準帳簿価額、33. 課税標準評価額、34. 課標上限額、35. 画地更新後、36. 画地更新前、37. 画地住宅戸数、38. 画地住宅用地割合、39. 画地住非区分、40. 画地総地積、41. 画地番号、42. 画地筆数、43. 画地履歴番号、44. 開始年度、45. 階数、46. 外筆管理番号、47. 該当階、48. 確定税額、49. 管理番号、50. 鑑定価格、51. 関連号番、52. 関連物件番号、53. 既課税額、54. 期割税額件数、55. 期別税額、56. 規約共用分専有床面積、57. 規約共用分専有床面積合計、58. 規約分専有床面積合計、59. 共有者宛名番号、60. 共用部住宅床面積、61. 共用部非住宅床面積、62. 業種種目、63. 区分所有宛名番号、64. 区分所有減免開始年度期、65. 区分所有減免終了年度期、66. 区分所有減免適用区分、67. 区分所有減免率、68. 区分所有固定共用税額、69. 区分所有固定共用補正率、70. 区分所有更正事由、71. 区分所有更正年月日、72. 区分所有持分、73. 区分所有都計共用税額、74. 区分所有都計共用補正率、75. 区分所有非課税開始年度、76. 区分所有非課税終了年度、77. 区分所有非課税適用区分、78. 経過年数、79. 経年減点補正率、80. 軽減開始年度、81. 軽減終了年度、82. 軽減住宅戸数、83. 軽減床面積、84. 軽減地積、85. 軽減率、86. 決算期、87. 決定価格、88. 決定価格合計、89. 決定税額、90. 建築事由、91. 建物名称、92. 権利の目的、93. 権利原因、94. 権利原因年月日、95. 権利受付年月日、96. 減価処置年度、97. 減価率、98. 減少事由、99. 減少取得価額、100. 減免開始期、101. 減免開始年度、102. 減免終了期、103. 減免終了年度、104. 減免床面積、105. 減免税額、106. 減免税額合計、107. 減免税額帳簿、108. 減免税額帳簿合計、109. 減免税額評価、110. 減免税額評価合計、111. 減免相当帳簿価額、112. 減免相当帳簿価額合計、113. 減免相当評価額、114. 減免相当評価額合計、115. 減免対象課標、116. 減免対象課標合計、117. 減免地積、118. 減免率、119. 現況原因事由、120. 個人法人区分、121. 固定その他減免税額件数、122. 固定その他減免税額差額、123. 固定その他減免税額増減件数、124. 固定課税標準額、125. 固定課税標準額合計前年度、126. 固定課税標準額合計評価額、127. 固定課税標準額合計本則、128. 固定課税標準額合計本年度、129. 固定課税標準額合計本年度特例前、130. 固定課税標準額差額、131. 固定課税標準額前年度、132. 固定課税標準額本年度、133. 固定課標、134. 固定課標件数、135. 固定課標増減件数、136. 固定確定税額、137. 固定確定税額件数、138. 固定確定税額差額、139. 固定確定税額増減件数、140. 固定区分土地課税標準額、141. 固定区分土地課税標準額差額、142. 固定区分土地課標、143. 固定区分土地課標件数、144. 固定区分土地課標増減件数、145. 固定区分土地軽減税額、146. 固定区分土地軽減税額件数、147. 固定区分土地軽減税額差額、148. 固定区分土地軽減税額増減件数、149. 固定区分土地軽減対象課標額、150. 固定区分土地減免税額、151. 固定区分土地減免税額件数、152. 固定区分土地減免税額差額、153. 固定区分土地減免税額増減件数、154. 固定区分土地減免対象課標額、155. 固定区分土地税額、156. 固定区分土地税額件数、157. 固定区分土地税額差額、158. 固定区分土地税額増減件数、159. 固定軽減課標額、160. 固定軽減税額、161. 固定軽減税額件数、162. 固定軽減税額差額、163. 固定軽減税額増減件数、164. 固定軽減対象課標額、165. 固定減税額、166. 固定減免課標、167. 固定減免課標額、168. 固定減免税額、169. 固定減免税額件数、170. 固定減免税額差額、171. 固定減免税額増減件数、172. 固定減免対象課標、、173. 固定合計課税標準額差額、174. 固定合計課標、175. 固定合計課標増減件数、176. 固定差引後税額、177. 固定算出税額、178. 固定資産税額、179. 固定資産税額件数、180. 固定資産税額差額、181. 固定資産税額増減件数、182. 固定小規外課標額前年度、183. 固定小規外課標額評価額、184. 固定小規外課標額負担水準、185. 固定小規外課標額負担調整率、186. 固定小規外課標額本則、187. 固定小規外課標額本年度、188. 固定小規外課標額本年度特例前、189. 固定小規外類似比準割合、190. 固定小規模課標額前年度、191. 固定小規模課標額評価額、192. 固定小規模課標額負担水準、193. 固定小規模課標額負担調整率、194. 固定小規模課標額本則、195. 固定小規模課標額本年度、196. 固定小規模課標額本年度特例前、197. 固定小規模類似比準割合、198. 固定条例減税額、199. 固定税額件数、200. 固定税額差額、201. 固定税額増減件数、202. 固定相当算出税額、203. 固定特例課税標準額、204. 固定特例課標額、205. 固定年税額差額、206. 固定年税額増減件数、207. 固定納付年税額、208. 固定納付年税額件数、209. 固定非住宅課標額条例前年度、210. 固定非住宅課標額条例本年度、211. 固定非住宅課標額条例本年度特例、212. 固定非住宅課標額前年度、213. 固定非住宅課標額評価額、214. 固定非住宅課標額負担水準、215. 固定非住宅課標額負担調整率、216. 固定非住宅課標額本則、217. 固定非住宅課標額本年度、218. 固定非住宅課標額本年度特例前、219. 固定非住宅条例類似比準割合、220. 固定非住宅類似比準割合、221. 控除前評点数、222. 控除帳簿価額、223. 控除評価額、224. 更新後一棟情報、225. 更新後一棟情報、226. 更新後課税一棟集計情報、227. 更新後賦課情報、228. 更新後明細情報、229. 更新前一棟情報、230. 更新前課税一棟集計情報、231. 更新前賦課情報、232. 更新前明細情報、233. 更正期別、234. 更正決定年月日、235. 更正後物件所在地漢字、236. 更正事由、237. 更正年月日、238. 更正年度、239. 構成員宛名番号、240. 構成員持分番号、241. 号番、242. 合算区分、243. 催告状況、244. 再建築費評点数、245. 採用不整形地補正率、246. 災害、247. 三角地計算開始年度、248. 残存率帳簿、249. 残存率評価、250. 市街化区分、251. 市街化適用年度、252. 氏名漢字、253. 資産の所在地、254. 資産課税標準額、255. 資産課税標準額差額、256. 資産課標、257. 資産課標件数、258. 資産課標増減件数、259. 資産確定税額、260. 資産確定税額件数、261. 資産確定税額差額、262. 資産確定税額増減件数、263. 資産減免税額、264. 資産減免税額件数、265. 資産減免税額差額、266. 資産減免税額増減件数、267. 資産減免対象課標額、268. 資産税額、269. 資産税額件数、270. 資産税額差額、271. 資産税額増減件数、272. 資産年税額差額、273. 資産年税額増減件数、274. 資産納付年税額、275. 資産納付年税額件数、276. 資産名称、277. 資本金、278. 事業開始年月日、279. 持分番号、280. 時点修正率、281. 室番、282. 主要路線価番号、283. 取得価額、284. 取得価額合計、285. 取得年月、286. 種類区分、287. 受付番号、288. 需給補正率、289. 終了年、290. 住宅割合、291. 住宅戸数、292. 住宅部分床面積、293. 住宅用地割合、294. 所在地、295. 償却明細異動後、296. 償却明細異動後、297. 償却明細異動前、298. 償却明細異動前、299. 小規外住宅用地割合、300. 小規外地積、301. 小規模住宅用地割合、302. 小規模地積、303. 床面積、304. 上昇率、305. 状況類似番号、306. 職員番号、307. 申告受付日、308. 申告書受付年月日、309. 申告書発送年月日、310. 申告書発送番号、311. 申告年度、312. 申告連番、313. 人数、314. 数量、315. 正面その他補正率、316. 正面奥行価格逓減率、317. 正面奥行距離実測、318. 正面奥行長大補正率、319. 正面間口距離実測、320. 正面間口狭小補正率、321. 正面評点数、322. 正面路線番号、323. 税目、324. 税理士宛名番号、325. 税理士氏名、326. 税理士住所、327. 税理士電話番号、328. 積雪補正率、329. 専有床面積、330. 前基準年経年減点補正率、331. 前基準年再建築費評点数、332. 前基準年上昇率、333. 前基準年評価額、334. 前、準年平米当再建築費評点数、335. 前基準年理論評価額、336. 前年前取得価額、337. 前年前取得価額合計、338. 前年中減少価額、339. 前年中減少価額合計、340. 前年中取得価額、341. 前年中取得価額合計、342. 前年度価格、343. 前年度帳簿価額、344. 前年度帳簿価額合計、345. 前年度評価額、346. 前年度評価額合計、347. 想定整形地積、348. 増加月、349. 増加事由、350. 増加率、351. 増減調定額、352. 造成費、353. 側方1その他補正率、354. 側方1奥行価格逓減率、355. 側方1奥行距離実測、356. 側方1奥行長大補正率、357. 側方1加算率、358. 側方1間口距離実測、359. 側方1間口狭小補正率、360. 側方1評点数、361. 側方1路線番号、362. 側方2その他補正率、363. 側方2奥行価格逓減率、364. 側方2奥行距離実測、365. 側方2奥行長大補正率、366. 側方2加算率、367. 側方2間口距離実測、368. 側方2間口狭小補正率、369. 側方2評点数、370. 側方2路線番号、371. 損耗補正率、372. 耐用年数、373. 耐用年数変更耐年、374. 耐用年数変更年度、375. 宅地等本則年度、376. 単価、377. 担当者氏名、378. 担当者電話番号、379. 地区、380. 帳簿価額、381. 帳簿価額合計、382. 町丁名、383. 調査内容、384. 調査年月日、385. 調査番号、386. 調定年月日、387. 調定年度、388. 陳腐化耐用年数、389. 陳腐化年度、390. 通知書番号、391. 通知年月日、392. 通路開設計算開始年度、393. 通路開設補正率、394. 訂正書整理番号、395. 適用年数、396. 登記延床面積、397. 登記屋根、398. 登記階層、399. 登記建築日、400. 登記構造、401. 登記種類、402. 登記所在地、403. 登記床面積、404. 登記地

積、405. 登記地目、406. 都計その他減免税額件数、407. 都計その他減免税額差額、408. 都計その他減免税額増減件数、409. 都計課税標準額、410. 都計課税標準額合計前年度、411. 都計課税標準額合計評価額、412. 都計課税標準額合計本則、413. 都計課税標準額合計本年度、414. 都計課税標準額合計本年度特例前、415. 都計課税標準額差額、416. 都計課税標準額前年度、417. 都計課税標準額本年度、418. 都計課標、419. 都計課標件数、420. 都計課標増減件数、421. 都計確定税額、422. 都計確定税額件数、423. 都計確定税額差額、424. 都計確定税額増減件数、425. 都計区分土地課税標準額、426. 都計区分土地課税標準額差額、427. 都計区分土地課標、428. 都計区分土地課標件数、429. 都計区分土地課標増減件数、430. 都計区分土地軽減税額、431. 都計区分土地軽減税額件数、432. 都計区分土地軽減税額差額、433. 都計区分土地軽減税額増減件数、434. 都計区分土地軽減対象課標額、435. 都計区分土地減免税額、436. 都計区分土地減免税額件数、437. 都計区分土地減免税額差額、438. 都計区分土地減免税額増減件数、439. 都計区分土地減免対象課標額、440. 都計区分土地税額、441. 都計区分土地税額件数、442. 都計区分土地税額差額、443. 都計区分土地税額増減件数、444. 都計軽減課標額、445. 都計軽減税額、446. 都計軽減税額件数、447. 都計軽減税額差額、448. 都計軽減税額増減件数、449. 都計軽減対象課標額、450. 都計減税額、451. 都計減免課標、452. 都計減免課標額、453. 都計減免税額、454. 都計減免税額件数、455. 都計減免税額差額、456. 都計減免税額増減件数、457. 都計減免対象課標額、458. 都計合計課税標準額差額、459. 都計合計課標、460. 都計合計課標増減件数、461. 都計差引後税額、462. 都計算出税額、463. 都計小規外課標額前年度、464. 都計小規外課標額評価額、465. 都計小規外課標額負担水準、466. 都計小規外課標額負担調整率、467. 都計小規外課標額本則、468. 都計小規外課標額本年度、469. 都計小規外課標額本年度特例前、470. 都計小規外類似比準割合、471. 都計小規模課標額前年度、472. 都計小規模課標額評価額、473. 都計小規模課標額負担水準、474. 都計小規模課標額負担調整率、475. 都計小規模課標額本則、476. 都計小規模課標額本年度、477. 都計小規模課標額本年度特例前、478. 都計小規模類似比準割合、479. 都計条例減税額、480. 都計税額件数、481. 都計税額差額、482. 都計税額増減件数、483. 都計相当算出税額、484. 都計特例課税標準額、485. 都計特例課標額、48、. 都計年税額差額、487. 都計年税額増減件数、488. 都計納付年税額、489. 都計納付年税額件数、490. 都計非住宅課標額条例前年度、491. 都計非住宅課標額条例本年度、492. 都計非住宅課標額条例本年度特例、493. 都計非住宅課標額前年度、494. 都計非住宅課標額評価額、495. 都計非住宅課標額負担水準、496. 都計非住宅課標額負担調整率、497. 都計非住宅課標額本則、498. 都計非住宅課標額本年度、499. 都計非住宅課標額本年度特例前、500. 都計非住宅条例類似比準割合、501. 都計非住宅類似比準割合、502. 都市計画税額、503. 都市計画税額件数、504. 都市計画税額差額、505. 都市計画税額増減件数、506. 土地一筆価格更新後、507. 土地一筆価格更新前、508. 土地一筆更新後、509. 土地一筆更新前、510. 棟数、511. 棟番、512. 当初平米当再建築費評点数、513. 道路幅員計算開始年度、514. 道路幅員実測、515. 道路幅員補正率、516. 特記情報、517. 特例開始年度、518. 特例減少課標、519. 特例減少課標合計、520. 特例減少帳簿価額、521. 特例減少帳簿価額合計、522. 特例減少評価額、523. 特例減少評価額合計、524. 特例終了年度、525. 特例床面積、526. 特例地積、527. 特例率、528. 二方その他補正率、529. 二方奥行価格逓減率、530. 二方奥行距離実測、531. 二方奥行長大補正率、532. 二方加算率、533. 二方間口距離実測、534. 二方間口狭小補正率、535. 二方評点数、536. 二方路線番号、537. 年税額、538. 年税額過年度合計、539. 年税額差額、540. 年税額増減件数、541. 年度、542. 納期限、543. 納税組合番号、544. 納付年税額、545. 納付年税額件数、546. 農地区分、547. 農地転用期限、548. 農地転用区分、549. 農地転用条項区分、550. 農地転用年月日、551. 農地転用目的、552. 農地本則年度、553. 発見取得価格、554. 非課税開始年度、555. 非課税終了年度、556. 非課税床面積、557. 非住宅、558. 非住宅割合、559. 非住宅地積、560. 非住宅部分床面積、561. 筆数、562. 標準地奥行距離、563. 標準地番号、564. 標準地路線価更新前、565. 標準地路線価番号、566. 表示の目的、567. 表示原因、568. 表示原因年月日、569. 表示受付年月日、570. 評価額、571. 評価額合計、572. 評価計算開始年度、573. 評価戸数、574. 評点数、575. 不均衡、576. 不整形想定奥行実測、577. 不整形想定間口実測、578. 不整形地計算開始年度、579. 不整形地補正率、580. 敷地権、581. 敷地権持分、582. 賦課修正理由、583. 物件数、584. 物件数、585. 物件番号、586. 物件番号、587. 物件番号、588. 分合筆受付年月日、589. 分離対象号番、590. 分離対象室番、591. 分離対象物件番号、592. 平米当り評点数、593. 平米当再建築費評点数、594. 閉鎖年度、595. 補正、596. 補正開始年、597. 補正終了年、598. 補正率、599. 方法、600. 本年度価格、601. 本年度帳簿価額、602. 本年度評価額、603. 未完成、604. 未残高、605. 未残高合計、606. 無道路遠い奥行実測、607. 無道路奥行価格逓減率、608. 無道路近い奥行実測、609. 無道路地計算開始年度、610. 無道路補正率、611. 名義人宛名番号、612. 名義人氏名、613. 名義人持分番号、614. 名義人住所、615. 明細SEQ番号、616. 明細延床面積、617. 明細屋根、618. 明細階層、619. 明細原因事由、620. 明細原因年月日、621. 明細更正事由、622. 明細更正年月日、623. 明細構造、624. 明細種類、625. 明細床面積、626. 明細数、627. 明細数合計、628. 明細番号、629. 明細用途、630. 免税点判定、631. 面積計算開始年度、632. 木非区分、633. 用途地区区分、634. 用途変更経過年数、635. 用途変更年、636. 履歴番号、637. 理論評価額、638. 路線価、639. 個人番号、640. 法人番号、641. 氏名、642. 性別、643. 住所、644. 生年月日、645. S38農地単価、646. S63農地単価、647. チェック処理日、648. データ連番、649. メッセージID、650. 一筆造成費コード、651. 一筆造成費深さ、652. 一筆平米当り評点数、653. 一筆補正コード、654. 一筆補正コード枝番、655. 一筆補正開始年、656. 一筆補正終了年、657. 一筆補正率、658. 沿線地フラグ、659. 仮登録処理区分、660. 価格単位区分、661. 家屋軽減コード、662. 家屋軽減開始年度、663. 家屋軽減終了年度、664. 家屋軽減住宅戸数、665. 家屋軽減床面積、666. 家屋軽減適用区分、667. 家屋軽減特殊計算区分、668. 家屋軽減率分子、669. 家屋軽減率分母、670. 家屋権利作成年月日、671. 家屋権利受付番号枝番、672. 家屋権利受付番号本番、673. 家屋権利整理番号、674. 家屋権利発行番号、675. 家屋減免コード、676. 家屋減免開始期、677. 家屋減免開始年度、678. 家屋減免終了期、679. 家屋減免終了年度、680. 家屋減免床面積、681. 家屋減免適用区分、682. 家屋減免特殊計算区分、683. 家屋減免率分子、684. 家屋減免率分母、685. 家屋ー再建築費管理区分、686. 家屋特例コード、687. 家屋特例開始年度、688. 家屋特例終了年度、689. 家屋特例床面積、690. 家屋特例適用区分、691. 家屋特例特殊計算区分、692. 家屋特例率分子、693. 家屋特例率分母、694. 家屋非課税特殊計算区分、695. 家屋表示作成年月日、696. 家屋表示受付番号枝番、697. 家屋表示受付番号本番、698. 家屋表示整理番号、699. 家屋表示発行番号、700. 家屋不均一コード、701. 家屋不均一開始年度、702. 家屋不均一終了年度、703. 家屋不均一床面積、704. 家屋不均一適用区分、705. 家屋不均一特殊計算区分、706. 家屋不均一率分子、707. 家屋不均一率分母、708. 家屋物件番号、709. 家屋明細予備数字、710. 家屋明細予備文字、711. 課税地目コード、712. 課税保留フラグ、713. 課非区分、714. 課標強制入力フラグ、715. 過年度随時税額、716. 過年度納期限、717. 画地判定区分、718. 画地番号区分、719. 画地補正該当距離、720. 画地補正該当地積、721. 画地類似土地物件番号、722. 街路区分、723. 関連家屋管理番号、724. 義務者宛名番号、725. 義務者持分番号、726. 共通ー期割数、727. 共通ー減免月期割区分、728. 区画整理区分、729. 区分所有軽減コード、730. 区分所有軽減開始年度、731. 区分所有軽減該当床面積、732. 区分所有軽減終了年度、733. 区分所有軽減対象床面積、734. 区分所有軽減適用区分、735. 区分所有軽減特殊計算区分、736. 区分所有軽減率分子、737. 区分所有軽減率分母、738. 区分所有減免コード、739. 区分所有減免該当床面積、740. 区分所有減免対象床面積、741. 区分所有減免特殊計算区分、742. 区分所有減免率分子、743. 区分所有減免率分母、744. 区分所有持分分子、745. 区分所有持分分母、746. 区分所有特例コード、747. 区分所有特例開始年度、748. 区分所有特例該当床面積、749. 区分所有特例終了年度、750. 区分所有特例対象床面積、751. 区分所有特例適用区分、752. 区分所有特例特殊計算区分、753. 区分所有特例率分子、754. 区分所有特例率分母、755. 区分所有非課税該当床面積、756. 区分所有非課税特殊計算区分、757. 区分所有不均一コード、758. 区分所有不均一開始年度、759. 区分所有不均一該当床面積、760. 区分所有不均一終了年度、761. 区分所有不均一対象床面積、762. 区分所有不均一適用区分、763. 区分所有不均一特殊計算区分、764. 区分所有不均一率分子、765. 区分所有不均一率分母、766. 区分所有免税点区分、767. 計算結果不整合フラグ、768. 軽減コード、769. 決定価格区分、770. 月別、771. 建築年次、772. 減少区分、773. 減少事由コード、774. 減少年月、775. 減免コード、776. 現況原因事由コード、777. 現況地積、778. 固定課税標準額合計評価額前年度、779. 固定軽減課税標準額、780. 固定減免課税標準額、781. 固定小規外課標額評価額前年度、782. 固定小規外前年度課標算出区分、783. 固定

小規外負担調整区分、784. 固定小規外平均負担水準、785. 固定小規外本則区分、786. 固定小規外類似土地比準割合、787. 固定小規模課標額評価額前年度、788. 固定小規模前年度課標算出区分、789. 固定小規模負担調整区分、790. 固定小規模平均負担水準、791. 固定小規模本則区分、792. 固定小規模類似土地比準割合、793. 固定農地並課税標準額、794. 固定非住宅課標額評価額前年度、795. 固定非住宅条例類似土地比準割合、796. 固定非住宅前年度課標算出区分、797. 固定非住宅負担調整区分、798. 固定非住宅平均負担水準、799. 固定非住宅本則区分、800. 固定非住宅類似土地比準割合、801. 固定不均一税額、802. 固定不均一税額件数、803. 固定不均一税額差額、804. 固定不均一税額増減件数、805. 固定不均一対象課税標準額、806. 固定不均一対象課標、807. 固定不均一対象課標額、808. 固定賦課減免税額、809. 固定賦課減免税額件数、810. 固定賦課減免税額差額、811. 固定賦課減免税額増減件数、812. 更正後軽減コード、813. 更正後減免コード、814. 更正後減免地積、815. 更正後固定軽減税額、816. 更正後固定減免課標額、817. 更正後固定減免税額、818. 更正後固定不均一税額、819. 更正後固定不均一対象課標額、820. 更正後都計軽減税額、821. 更正後都計減免課標額、822. 更正後都計減免税額、823. 更正後都計不均一税額、824. 更正後都計不均一対象課標額、825. 更正後不均一コード、826. 更正後不均一税額、827. 更正後不均一対象課標、828. 更正後不均一地積、829. 更正前軽減コード、830. 更正前減免コード、831. 更正前減免地積、832. 更正前固定軽減税額、833. 更正前固定減免課標額、834. 更正前固定減免税額、835. 更正前固定不均一税額、836. 更正前固定不均一対象課標額、837. 更正前都計軽減税額、838. 更正前都計減免課標額、839. 更正前都計減免税額、840. 更正前都計不均一税額、841. 更正前都計不均一対象課標額、842. 更正前不均一コード、843. 更正前不均一税額、844. 更正前不均一対象課標、845. 更正前不均一地積、846. 構成員告知区分、847. 構成員所有者判定区分、848. 構成員名義人宛名番号、849. 構成員名義人氏名、850. 構成員名義人持分番号、851. 構成員名義人住所、852. 行政界跨りフラグ、853. 国土調査実施年月日、854. 国土調査地積、855. 国土調査地目コード、856. 催告書発送日、857. 資産コード、858. 自治体コード、859. 自治体識別コード、860. 取得特例日区分、861. 所有者判定区分、862. 償却特例コード、863. 償却特例開始年度、864. 償却特例終了年度、865. 償却特例率分子、866. 償却特例率分母、867. 償却非課税開始年度、868. 償却非課税終了年度、869. 償却不均一コード、870. 償却不均一開始年度、871. 償却不均一終了年度、872. 償却不均一率分子、873. 償却不均一率分母、874. 申告書様式ID、875. 申告用はがき発送区分、876. 正面平均奥行距離実測、877. 生活保護フラグ、878. 生産緑地開始年度、879. 生産緑地区分、880. 税務事務所コード、881. 前年地目コード、882. 前年度一筆平米当り評点数、883. 増加事由コード、884. 増加償却月、885. 増加償却率、886. 増減有無フラグ、887. 側方1平均奥行距離実測、888. 側方2平均奥行距離実測、889. 他市町村跨りフラグ、890. 大臣課税標準額、891. 大臣決定価格、892. 大臣特例減少課標、893. 大臣特例減少帳簿価額、894. 大臣特例減少評価額、895. 大臣評価額、896. 宅地比準区分、897. 知事課税標準額、898. 知事決定価格、899. 知事帳簿価額、900. 知事特例減少課標、901. 知事特例減少帳簿価額、902. 知事特例減少評価額、903. 知事評価額、904. 地上権設定区分、905. 地図番号、906. 地積強制入力フラグ、907. 調査区分、908. 調査種類区分、909. 調査状況区分、910. 調査年度、911. 追加一筆補正率有無フラグ、912. 電子申告異動事由、913. 電子申告受付番号、914. 電子申告申告区分、915. 電子申告申告受付日時、916. 登記地目コード、917. 登記敷地権区分、918. 都計課税標準額合計評価額前年度、919. 都計軽減課税標準額、920. 都計減免課税標準額、921. 都計小規外課標額評価額前年度、922. 都計小規外前年度課標算出区分、923. 都計小規外負担調整区分、924. 都計小規外平均負担水準、925. 都計小規外本則区分、926. 都計小規外類似土地比準割合、927. 都計小規模課標額評価額前年度、928. 都計小規模前年度課標算出区分、929. 都計小規模負担調整区分、930. 都計小規模平均負担水準、931. 都計小規模本則区分、932. 都計小規模類似土地比準割合、933. 都計農地並課税標準額、934. 都計非住宅課標額評価額前年度、935. 都計非住宅条例類似土地比準割合、936. 都計非住宅前年度課標算出区分、937. 都計非住宅負担調整区分、938. 都計非住宅平均負担水準、939. 都計非住宅本則区分、940. 都計非住宅類似土地比準割合、941. 都計不均一税額、942. 都計不均一税額件数、943. 都計不均一税額差額、944. 都計不均一税額増減件数、945. 都計不均一対象課税標準額、946. 都計不均一対象課標、947. 都計不均一対象課標額、948. 都計賦課減免税額、949. 都計賦課減免税額件数、950. 都計賦課減免税額差額、951. 都計賦課減免税額増減件数、952. 都市計画区分、953. 土地軽減コード、954. 土地軽減開始年度、955. 土地軽減終了年度、956. 土地軽減地積、957. 土地軽減適用区分、958. 土地軽減特殊計算区分、959. 土地軽減率分子、960. 土地軽減率分母、961. 土地権利の目的コード、962. 土地権利原因コード、963. 土地権利原因年月日、964. 土地権利作成年月日、965. 土地権利受付年月日、966. 土地権利受付番号枝番、967. 土地権利受付番号本番、968. 土地権利整理番号、969. 土地権利発行番号、970. 土地権利変更区分、971. 土地減免コード、972. 土地減免開始期、973. 土地減免開始年度、974. 土地減免終了期、975. 土地減免終了年度、976. 土地減免地積、977. 土地減免適用区分、978. 土地減免特殊計算区分、979. 土地減免率分子、980. 土地減免率分母、981. 土地更正事由コード、982. 土地更正中フラグ、983. 土地更正年月日、984. 土地調査年月日、985. 土地特例コード、986. 土地特例開始年度、987. 土地特例終了年度、988. 土地特例地積、989. 土地特例適用区分、990. 土地特例特殊計算区分、991. 土地特例率分子、992. 土地特例率分母、993. 土地非課税コード、994. 土地非課税開始年度、995. 土地非課税終了年度、996. 土地非課税地積、997. 土地非課税適用区分、998. 土地非課税特殊計算区分、999. 土地表示の目的コード、1000. 土地表示原因コード、1001. 土地表示原因年月日、1002. 土地表示作成年月日、1003. 土地表示受付年月日、1004. 土地表示受付番号枝番、1005. 土地表示受付番号本番、1006. 土地表示整理番号、1007. 土地表示発行番号、1008. 土地表示変更区分、1009. 土地不均一コード、1010. 土地不均一開始年度、1011. 土地不均一終了年度、1012. 土地不均一地積、1013. 土地不均一適用区分、1014. 土地不均一特殊計算区分、1015. 土地不均一率分子、1016. 土地不均一率分母、1017. 土地物件番号、1018. 特記区分、1019. 特記登録年月日、1020. 特例コード、1021. 二方角地区分、1022. 二方平均奥行距離実測、1023. 納税者ID、1024. 納付済年税額、1025. 納付済年税額差額、1026. 農業用施設用地区分、1027. 農地転用目的コード、1028. 排他フラグ、1029. 比準地目コード、1030. 比準土地物件番号、1031. 標準地間口距離、1032. 標準地区分、1033. 評価額強制入力フラグ、1034. 評価区分、1035. 評価方法区分、1036. 不均一コード、1037. 不均一税額、1038. 不均一税額合計、1039. 不均一税額帳簿、1040. 不均一税額帳簿合計、1041. 不均一税額評価、1042. 不均一税額評価合計、1043. 不均一相当帳簿価額、1044. 不均一相当帳簿価額合計、1045. 不均一相当評価額、1046. 不均一相当評価額合計、1047. 不均一対象課標、1048. 不均一対象課標合計、1049. 敷地権コード、1050. 敷地権判定区分、1051. 賦課減免判定フラグ、1052. 複合利用用地合算区分、1053. 物件所在地枝番、1054. 物件所在地字コード、1055. 物件所在地町丁コード、1056. 物件所在地分離、1057. 物件所在地編集コード、1058. 物件所在地本番、1059. 分合筆元先区分、1060. 閉鎖区分、1061. 補正該当距離、1062. 補正該当地積、1063. 補正後評価額、1064. 補正前固定課税標準額、1065. 補正前都計課税標準額、1066. 未調査区分、1067. 明細構造コード、1068. 明細用途コード、1069. 利用者ID、1070. 類似土地物件番号

## Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 固定資産税特定個人情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク:　目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。<br>また、システム全体としては固定資産税の課税事務に必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。<br>1　通知IFSからの連携による入手<br>→ システムにより担保<br>2　償却資産申告書からの入手<br>→ 地方税法第383条に基づいて提出される償却資産申告書は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。<br>→ また、納税義務者等が地方税法第383条の規定に基づき、償却資産申告書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。<br>3　住基CSの参照による取得<br>・住基CSオンライン端末による取得<br>→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。<br>・バッチ処理による一括取得<br>→ システムにより担保<br>4　庁内連携による取得<br>→ システムにより担保<br>5　その他（窓口応対、電話応対、窓口申請書など）<br>→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。<br>個人番号カード又は通知カード，本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。<br>→その際、固定資産税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。<br>窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

## 3. 特定個人情報の使用

| | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【宛名システム等における措置の内容】<br>1　団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。<br>2　団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。<br>3　宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。<br><br>【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】<br>1　固定資産税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。<br>2　固定資産税システムには、固定資産税業務に関係のない情報を保有しない。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [　行っている　]　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 職員については生体認証を、他部署の職員による閲覧については利用日のみユーザIDを有効にしてパスワード認証を行った後、業務システムにログインする。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

1　従業者には離席時のログオフを義務付ける。
2　一定時間操作が行われない場合は、スクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　] 委託しない |
|---|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| 規定の内容 | 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。<br>1　秘密保持義務<br>2　事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>3　特定個人情報の目的外利用の禁止<br>4　再委託における条件<br>5　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>6　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>7　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化<br>8　従業者に対する監督・教育<br>9　必要があると認めるときは実地の調査を行うことができる規定等 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| 具体的な方法 | 委託者の承諾を得た場合に再委託を可能としている。その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 1　委託先から外部への提供は認めていない。<br>2　情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。<br>3　必要に応じて、吹田市職員が現地調査を実施している。 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [ ○ ] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　] 接続しない（入手）　　[ ○ ] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜吹田市における措置＞<br>1　権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。<br>2　定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。<br><br>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞<br>1　情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>2　中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。<br>（※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。<br><br>＜通知IFSにおける措置＞<br>納税者がeLTAX（通知ポータル）の画面の誘導に従い申請フォームに必要情報をすることとなるが、画面での |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
1　中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
2　情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
1　中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
2　中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
3　中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
4　特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|---|---|---|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生あり ] | ＜選択肢＞<br>1）発生あり　2）発生なし |
| その内容 | ① 令和6年（2024年）12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。<br>同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。<br>② 令和8年(2026年)1月、公立幼稚園型認定こども園に所属する会計年度任用職員の傷病手当金請求書（要配慮個人情報含む）について、提出先から未提出との連絡があり、確認をしたところ、当該書類を紛失していることが判明した。<br>当該書類を発送した本庁、別庁舎（庁内逓送便の経由施設）及び当該園において捜索したが、発見することはできなかったため上記施設又はその逓送の途上において紛失したものと考えられる。<br>③ 令和8年(2026年)1月、本市が運営委託している病児・病後児保育室において、委託事業者が要配慮個人情報を含む書類を紛失した。当該書類は、本市に送付するため封筒に入れ、施設入口付近のカウンター上に置いていたところ、封筒を郵送しようとした別の職員が、書類を紛失していることに気付いた。委託事業者からの聞き取り内容及び防犯カメラの映像から誤って廃棄してしまった可能性が高いと推測される。<br>④ 令和8年（2026年）7月、障がい福祉室にて子の日常生活用具給付申請の受付時、誤って成人用申請用紙を母に手交。8月、用紙の誤りに別職員が気づくも再提出を求めずに処理した。成人用申請用紙には保護者氏名の記載欄がないため、システム上、保護者として設定されていた元夫の氏名を当該欄に追記し、元夫宛てに給付券等を送付。9月、母から問合せがあり、誤送付が発覚。同日中に、母に経緯を説明。翌日には、正しい給付券等を母宅へ持参した。 | |
| 再発防止策の内容 | ① 本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。<br>また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。<br>② 公立の教育・保育施設の園長及び保育幼稚園室職員に対して、要配慮個人情報が記載された書類の取扱いについて、逓送便を利用せず、手交による受け渡しを徹底するなど、改めてルールの遵守を厳命した。<br>③ 事業者に対して、個人情報を含む書類は全て、適切な置き場所を定めることを徹底するように指導した。また、他の病児・病後児保育室への事案の共有、事業者職員に対する研修及び個人情報の管理マニュアルの策定及び運用の徹底を図り、再発防止に努める。<br>④ 成人用及び児童用の申請書様式を統一して誤交付が起こらないようにする。その上で、申請書の内容に不備等がある場合は原則再提出させることを徹底するとともに、軽微なものは、電話確認の上、様式に直接書き込まず、確認者・日時を記載したメモで対応し、誤送付を防止する。また、給付券等送付時には、従前より実施のダブルチェックを継続する。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

| 8. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ＜吹田市における措置＞<br>1　職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。<br>2　委託業者に対しては、契約内容の中に個人情報保護に関する研修の実施を義務付ける。<br>3　違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。<br><br>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバ･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>2　中間サーバ･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |

| 10. その他のリスク対策 |
|---|
| ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞<br>　中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>　ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 |

## Ⅳ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号<br>吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話:06-6384-1456 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | 特になし |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | 特になし |
| **2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| ①連絡先 | 〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号<br>吹田市役所　税務部　資産税課　電話:050-1721-2751 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

## Ⅴ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和7年3月25日 |
| ②しきい値判断結果 | [　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　]<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）<br>3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】** | |
| ①方法 | － |
| ②実施日・期間 | － |
| ③主な意見の内容 | － |
| **3. 第三者点検 【任意】** | |
| ①実施日 | － |
| ②方法 | － |
| ③結果 | － |

## （別添2）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年3月24日 | Ⅰ基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要 | 6　証明書交付事務　交付申請に基づき、評価証明書、公課証明書等を交付する。 | 削除 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため |
| 令和8年3月24日 | Ⅲリスク対策　7特定個人情報の保管・消去　③過去3年以内重大事故発生 | ①のみ | ②及び③の追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため |
| 令和8年3月24日 | Ⅳ開示請求、問合せ　1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先 | 市民部　市民総務室 | 市民部　市民相談室 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため |
| 令和8年11月5日 | Ⅰ基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容 | 3　特定個人情報の利用<br>　中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。<br><br>＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞<br>1　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体統合宛名システム要件）<br>2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体統合宛名システム、中間サーバー要件） | 3　特定個人情報の利用<br>（1）中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。<br><br>＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞<br>①　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体統合宛名システム要件）<br>②　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体統合宛名システム、中間サーバー要件）<br><br>（2）納税通知書等の電子通知希望申請 | 事前 | |
| 令和8年11月5日 | Ⅰ基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | システム9　①システムの名称　住登外システム | システム9　住登外システムの削除に伴い、システム10～11を9～10繰り上げし、システム11　通知IFSの追加 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年11月5日 | Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用※　法令上の根拠 | 1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務<br>2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条<br>3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条<br><br>以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課等に関する事務において個人番号を利用する。 | 1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務<br>2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条<br>3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条<br>4　地方税法第七百四十七条の五の二<br><br>以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課等に関する事務において個人番号を利用する。 | 事前 | |
| 令和8年11月5日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3　特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法 | 2　当初賦課事務、賦課更正事務<br>（1）納税通知書に個人番号を記載する。（当面は記載しない）<br>（2）生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税等の税額の減免判定を行う。 | （3）納税通知書等の電子通知希望申請の追加 | 事前 | |
| 令和8年11月5日 | Ⅲリスク対策　2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）　リスク　：目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容 | 1　住登外システムからの連携による入手<br>→ システムにより担保 | 1　通知IFSからの連携による入手<br>→ システムにより担保 | 事前 | |
| 令和8年11月5日 | Ⅲリスク対策　7特定個人情報の保管・消去　③過去3年以内重大事故発生 | ①～③のみ | ④の追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |